

(様式第 20 号の 5)

年 月 日

福井県教育委員会 殿

住 所

氏 名

印

(団体にあっては、所在地、名称および代表者の氏名)

遺跡発見届出書

遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号・平成 16 年法律第 61 号）〔第 96 条〕の規定により、下記 1 の事項について、下記 2 の関係書類を添付し、下記 3 のとおり届け出ます。

記

1 届出事項

- (1) 遺跡の種類
- (2) 遺跡の所在および地番
- (3) 遺跡の所在する土地の所有者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 遺跡の所在する土地の占有者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
- (5) 遺跡の発見年月日
- (6) 遺跡を発見するに至った事情
- (7) 遺跡の現状
- (8) 遺跡の現状を変更する必要があるときは、その時期および理由
- (9) 出土品のあるときは、その種類、形状および数量
- (10) 遺跡の保護のために執った、または執ろうとする措置
- (11) その他参考となるべき事項

2 添付書類

遺跡が発見された土地およびその付近の地図ならびに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類および図面

3 内容

遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡()
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()
所在地	
土地所有者	氏名等: 住所:
土地占有者	氏名等: 住所:
発見年月日	年 月 日 ~ 年 月 日
発見の事情	土木工事中() 分布調査 試掘調査 その他()
現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()
現状の変更	時期: 年 月 日 ~ 年 月 日 理由:
出土品	(種類・形状・数量)
保護措置	
参考事項	

指導事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他()
------	-----------------------

(注) 遺跡の種類、発見の事情、現状は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入すること。

●土木工事等のための発掘届出について（文化財保護法第 93 条の規定に基づく）

土木工事等で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘するときは、60 日前までに福井県文化財施行規則（以下、「規則」という。）様式第 20 号の 3（別添ファイル）により届け出なければなりません。

→「周知の埋蔵文化財包蔵地」というのは、県教育委員会が作成した「福井県遺跡地図」に載っている遺跡のことです。「福井県遺跡地図」は若狭町役場(上中庁舎)歴史文化課・縄文博物館・三方庁舎建設水道課（コピー）に常備しているので、遺跡の場所を確認できます。

土木工事等の事前協議や、書類提出にかかわる手続き・問い合わせへの対応は縄文博物館が担当しています。上記の書類を提出していただく他に、書類提出に必要な事前の試掘調査を実施させていただく場合があります。

●未周知の遺跡の不時発見について（文化財保護法第 96 条の規定に基づく）

土地の所有者または占有者が遺跡と認められるものを発見したときは、現状を変更することなしに遅滞なく規則様式第 20 号の 5（別添ファイル）により県教育委員会に届け出なければなりません。

→周知の遺跡として登録されていない遺跡が「未周知の遺跡」です。地面を掘り下げたら土器が出てきた場合、明らかに古い石組みが出てきた場合などは、その場所が未周知の遺跡である可能性が高いです。

そのような場合、まずは若狭町役場(上中庁舎)歴史文化課か若狭三方縄文博物館にお問い合わせください。職員が現地確認をし、出土品が遺物と認められた場合は上記の書類を提出していただき、発掘調査によってさらなる確認作業を実施させていただく場合があります。

※詳しくは、若狭町役場(上中庁舎)歴史文化課（0770-62-2711）か若狭三方縄文博物館（0770-45-2270）までお問い合わせください。